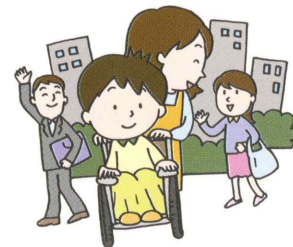


「虐待される人」「虐待してしまう人」 の両方を救うために

養護者への支援も大切です

障がい者虐待では、虐待をしている側の家族など養護者にも支援が必要な場合が少なくありません。介護疲れや障がいへの知識不足、家族間の人間関係、養護者自身の障がいなど要因はさまざまですが、虐待してしまう養護者を含む家族全体を地域ぐるみで支援することが根本的な虐待防止につながります。



●負担を軽くする

障がい者の短期入所など障がい福祉のサービス利用で、養護者の障がい者介護の負担を減らし、冷静になれる時間や休憩できる時間をつくる。

●心のケアをする

カウンセリングの利用や家族会への参加などで、精神的に追い詰められた養護者の心をいやし、家族関係の回復にもつなげていく。

養護者に対するサポート例

●知識や技術を増やす

障がいに関する介護への知識や技術不足が虐待につながらないように、専門家の助言や指導によって、障がいへの正確な知識や情報などを提供する。

●専門的な支援をする

病気や経済的問題など養護者自身が支援を必要としている場合は、それぞれに適切な対応を考えるために、専門機関からの支援を行う。

障がい者の虐待にかかわる通報や届け出、 支援などの相談は

通 報 届 け 出 相 談	やまがたし しょう ふく し かしょう ふく し だい いち だいに かかり 山形市障がい福祉課障がい福祉第一・第二係 ☎641-1212(内線)580・589・590・621 FAX.632-7091 夜間・休日可 E-mail:shogai@city.yamagata-yamagata.lg.jp	
相 談	サポートセンター ゆあーず やまがたし みやまち 山形市宮町1-3-36 ☎666-8381 FAX.682-0211 E-mail: yours-spt@ysj.or.jp	山形市社会福祉協議会 障がい者相談支援センター 山形市城西町2-2-22 ☎646-5660 FAX.645-9073 E-mail:soudan@yamagatashishakyo.or.jp
	地域活動支援センター おーる やまがた し じょうなん まち 山形市城南町2-4-25 ☎647-4266 FAX.647-4268 E-mail:sien-all@catvy.ne.jp	向陽園地域生活支援センター 心音 やまがたし えんかい 山形市江俣1-9-26 ☎679-3244 FAX.679-3744 E-mail: soudan-kokorone@y-aisenkai.or.jp
	相談支援事業所 まんさく 山形市蔵王半郷1366-2 ☎688-3531 FAX.688-3532 E-mail:mansaku@pure.ocn.ne.jp	山形コロニー 相談支援センター 山形市桜田南1-19 ☎641-2626 FAX.666-8853 E-mail:soudan-info@yamagata-colony.or.jp

R100

VEGETABLE
OIL INK

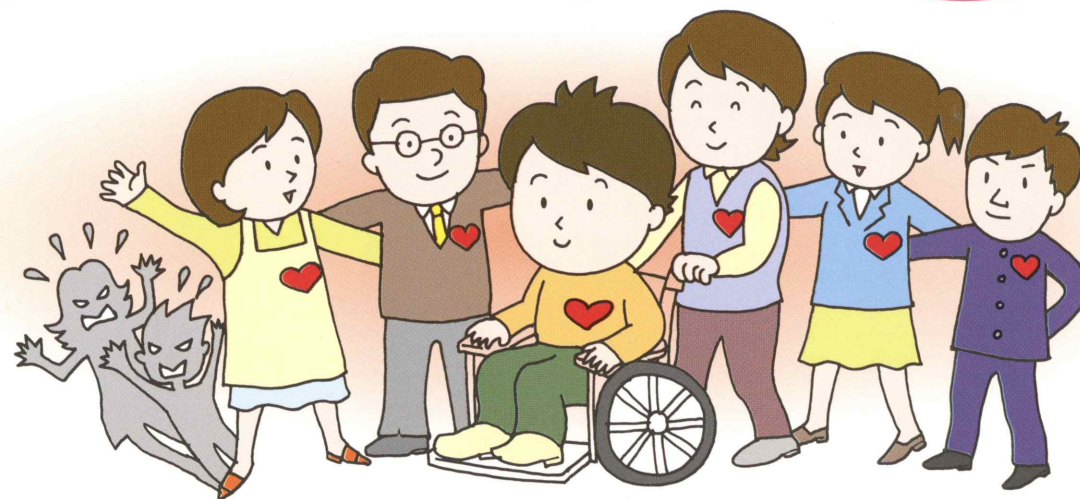
この冊子は環境に配慮し、
古紙配合率100%再生紙
及び植物油インキを使用しています

このリーフレットは、厚生労働省「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」をもとに作成しました。

みんなで

障がい者を虐待から 守りましょう!

知っていますか?
「障害者虐待
防止法」



絶対にあってはならない障がい者への虐待

虐待は人間としての尊厳をおびやかす、障がい者の自立や社会参加をさまたげます。虐待は絶対にあってはならないことですが、虐待と気づかないまま起きているおそれもあります。障がい者の虐待は――

- 特定の人や家庭、場所ではなく、どここの家庭でも起こりうる問題です。
- 虐待している人に、虐待している認識がない場合があります。
- 虐待をされている人が虐待だと認識できないので、自分から被害を訴えられない場合があります。

虐待を防ぐためには、私達一人ひとりがこの問題を認識して、小さな兆候を見逃さずに早期に発見することが大切です。

虐待に気づいたら、すみやかに通報を!

障がい者虐待に気づいた人には、市区町村の担当窓口への通報義務があります。地域ぐるみの早めの対応や支援が、虐待されている障がい者だけでなく、虐待している家族などがかかえる問題の解決にもつながります。ご協力をお願いします。

山形市

障害者虐待防止法って どんな法律？

障害者のあたりの生活を守る法律です

障害者虐待防止法(正式には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」)は、虐待によって障害者の権利や尊厳がおびやかされることを防ぐ法律です。障害者の安定した生活や社会参加を助けるために、みんなで虐待の防止に取り組みましょう。



対象となる障害者とは

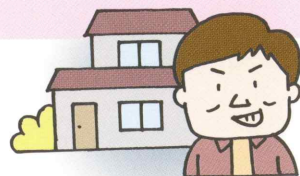
障害者虐待防止法では、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)のある人や、そのほかに心身の障害や社会的な障壁によって、日常生活や社会生活が困難で援助が必要な人が対象となります。(18歳未満の人も対象になります)

※障害者手帳を取得していない場合もふくまれます。

3種類の障害者虐待

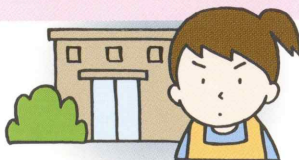
障害者虐待防止法では、虐待を以下の3種類に分けています。

養護者による 障害者虐待



障害者の生活の世話や金銭の管理などを行っている家族や親族、同居する人による虐待のことです。

障害者福祉施設 従事者等による 障害者虐待



障害者福祉施設や障害福祉サービスの事業所で働いている職員による虐待のことです。

使用者による 障害者虐待



障害者を雇って働かせている事業主などによる虐待のことです。

通報や届け出をした人の情報は守られます

虐待の通報をした人や届け出をした人を特定する情報は慎重に取り扱われ、市区町村の職員には守秘義務が課せられています。また、通報者が施設や職場の職員による場合、通報を理由に解雇などをすることは禁じられています。匿名による通報でも、通報内容は受け付けてもらえます。

こんなことは虐待です。 ～障がい者虐待の例～

身体的虐待

障がい者の体に傷や痛みを負わせる暴行を加えること。
また正当な理由なく身動きがとれない状態にすること。

たとえば…

- 平手打ちにする
- 殴る
- 蹴る
- つねる
- 縛りつける
- 閉じ込める
- 不要な薬を飲ませる
- など

こんなサインが…

- 体に傷やあざ、火傷の跡がしばしばある。
- 急におびえたり、こわがったりする。
- 傷やあざなどの説明が変化する。
- など



性的虐待

障がい者に無理矢理(また同意と見せかけ)わいせつなことをしたり、させたりすること。

たとえば…

- 性交
- 性器への接触
- 裸にする
- キスをする
- 障がい者にわいせつな話を、映像を見せる
- など

こんなサインが…

- 肛門や性器などに出血や傷がみられる。
- ひと目を避け、部屋にひとりでいたがる。
- 人に相談するのをためらう。
- など



心理的虐待

障がい者を侮辱したり拒絶したりするような言葉や態度で、精神的な苦痛を与えること。

たとえば…

- 怒鳴る
- ののしる
- 悪口を言う
- 仲間に入れない
- 子どもあつかい
- する
- わざと無視する
- など

こんなサインが…

- おびえる、泣く、叫ぶなどパニックを起こす。
- 攻撃的な態度がみられる。
- 自分で自分を傷つける行為をする。
- など



放棄・放任(ネグレクト)

食事や入浴、洗濯、排せつなどの世話や介助をほとんどせず、障がい者の心身を衰弱させること。

たとえば…

- 十分な食事を与えない
- 不潔な住環境で生活させる
- 必要な医療や福祉サービスをさせない
- など

こんなサインが…

- 体から異臭がするなど衛生状態が悪い。
- ひどく空腹を訴え、栄養失調がみられる。
- 学校や職場に出てこない。
- など



経済的虐待

本人の同意なしで障がい者の財産や年金、賃金などを使うこと。また障がい者に理由なく金銭を与えないこと。

たとえば…

- 年金や賃金を渡さない
- 勝手に財産や預貯金を使う
- 日常生活に必要な金銭を与えない
- など

こんなサインが…

- お金を使っている様子がみられない。
- 日常生活に必要な金銭を渡されていない。
- 生活費などの支払いができていない。
- など

